

<b>Title</b>	東アジア・シビル・ソサエティとガバナンス改革
<b>Author</b>	田坂 敏雄
<b>Citation</b>	季刊経済研究, 27 卷 3 号, p.1-27.
<b>Issue Date</b>	2004-12
<b>ISSN</b>	0387-1789
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経済研究会
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

## 東アジア・シビル・ソサエティとガバナンス改革

田坂敏雄

はじめに

### I. 東アジアの高齢化社会とシビル・ソサエティの役割

1. 圧縮された高齢化社会の課題
2. 3つの処方箋
3. ソーシャル・ガバナンス実現の要件

### II. 東アジアのアソシエーション革命

### III. 東アジアの地方分権化とガバナンス改革

1. インドネシアの地方分権化とガバナン

ス改革

### 2. タイの地方分権化とガバナンス改革

### IV. 東アジアのソーシャル・キャピタルと地域リーダーの役割

1. ソーシャル・キャピタルとは何か
2. タイの開発僧とソーシャル・キャピタル
3. インドネシアの社会分裂と再秩序化
4. まとめ

はじめに

グローバリゼーションは「場所をめぐる勝ち抜き戦」の様相を強め、競争優位をもつ地域（都市）と劣位の地域をつくり出す。競争に劣敗した地域では雇用の流出と消失が進み、地域と産業の荒廃が深刻化する。しかし、競争優位を獲得した地域（都市）でも、内部にゼントリフィケーション（富裕化）だけでなくインフォーマライゼーション（貧困化）も進み、経済的・社会的・空間的にもセグメント化が広がる。東アジアのグローバル都市圏においても、高所得者達は要塞で守られた居住区「ブリバトピア（プライベートとユートピアを組み合わせた造語）」を建設し、空間構成においてもアモルファス（非結晶）な分極構造をつくり出す。持つ者と持たざる者との距離は、同じ都市空間に居住しながら、経済的・社会的に拡大する。東アジアでも、国家の領域や都市・農村の違いを超えて、地域（都市）単位での分裂と社会的な断片化が進行する。こうして社会的・空間的にセグメント化された地域では、社会保障と雇用機会をどう構築するのか、また社会秩序と民主主義をどのように再建するのが重要な課題となる。住民たちのアイデンティティーを育み、民主主義と公正な経済システムを達

---

[キーワード] アソシエーション, ソーシャル・ガバナンス, 地方分権, ソーシャル・キャピタル, 福祉社会, NGO・NPO, 第3の道

成するには、どのようなガバナンスが必要なのか。「アジア型福祉国家」はもちろん、「競争国家」の創出によっても、この課題を解決することができない。新しい社会パラダイムの構築が求められる。

本稿は、このような課題に応えるため、ガバナンス論としてのシビル・ソサエティ論を提起する。もちろん、東アジアの現実において「シビル・ソサエティ」の創造は未だ目標概念であり、その実現の道筋も自明ではない。しかし、その実現のためにはどのような課題があり、どのように克服していくのかを考えてみなくてはならない。本稿では、ソーシャル・ガバナンス実現のための要件を提示しつつ、それらの要件を東アジアの現実のなかで検証し、実現に向けた課題を提示する。

## I. 東アジアの高齢化社会とシビル・ソサエティの役割

### 1. 圧縮された高齢化社会の課題

東アジア諸国は、アジア経済危機以降、社会保障制度の構築が喫緊の課題となっている。その契機となったのは、ひとつには経済危機のなかで構造的な失業・貧困問題が顕在化したことであり、もうひとつは高齢化社会の到来が差し迫ってきたことである。中国はもちろん、東南アジア諸国も高齢化社会とは無縁な、人口過剰な国と見られてきた。実際に、過剰人口を背景とした低賃金労働力の存在がこれら諸国の工業化の基盤となってきたし、彼らの向都移動が「過剰都市化」現象を引き起こした。しかし、東アジア諸国の人口基調は、「多産少死」から「少産少死」へと急速に転換し、少子高齢化社会を迎えようとしている。国連などでは合計特殊出生率が1.85で収束するものと予測されていたが、アジアNIES諸国はいずれも1.5以下の水準にある。高齢化率（65歳以上人口の割合）が7%に達した社会を「高齢化社会」、14%を「高齢社会」と呼べば、アジアNIES諸国は2010年代に、ASEAN諸国は2020年代に「高齢化社会」に突入する（駒村, 2003 : p.58）。1994年に「高齢社会」を迎えた日本を先頭に、アジアNIESとASEAN、中国が後続し、「高齢化の雁行的発展」とでもいえる現象が予想される。

このような人口構成の変化は疾病構造の転換を引き起こす。この転換は産業化の段階と相関するため、「健康転換」概念によって捉えられる。産業化社会前期の健康転換は「飢餓・疫病から感染症への転換」として現れ、後期には「感染症から慢性疾患への転換」、さらにポスト産業社会は「慢性疾患から老人退行性疾患への転換」として現れる（広井, 2003 : pp.15-17）。先進諸国は産業化の発展とともにこの3つの相を順次経験してきたが、アジアNIESやASEAN諸国では、この3つの健康転換が「圧縮された過程」として進行する。圧縮された健康転換は健康保障の課題を加重させる。東アジア諸国は、感染症段階の公衆衛生施策、慢性疾患段階の医療保険制度整備、老人退行性疾患時代の高齢者介護・福祉施策を同時に並行し

て追求しなければならない。先進諸国が産業化の段階ごとに順次整備していった医療・福祉インフラやシステムを圧縮された時間のなかで整備しなければならない。しかも近年、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ・ウィルスなどの感染症が国境を越えて広がり、東アジアの地域的連携による感染症対策も必要になってきている。

さらに、もうひとつ、グローバル化に伴う生活の不確実性という要因が加重する。グローバル化は、東アジアの政府と地場資本に対しても、グローバル市場における競争的調整と、それに適合した国内の経済的・社会的システムの「構造改革」を促す。それに加えて、IMFの性急な構造改革の強制は、労働市場の柔軟化と雇用調整を通じて、常雇の相対的減少と臨時職の増大、不安定就業者の増大をもたらした。この雇用調整過程において労働者間競争が激化し、労働時間の延長とサービス残業の増大、労働強度の強化や労災の増大が生じた。同時に、中流階級の所得減退や最低生活水準以下の貧困層が増大し、生活の不確実性が高まった（梁官洙，2001）。東アジア諸国の政府は、このような「構造的な貧困」問題に直面し、所得分配システムの整備を求められている。その生活保障システムは、死亡、後遺障害、疾病・傷害、出生の分野に加え、失業、高齢年金の分野でも構築されなければならない。そのシステムは、当初は公務員や都市労働者を対象にして整備されるが、次第に自営業者や農業従事者、インフォーマル・セクターの雑業的従事者にも拡大されなければならない。彼らの家族や親族内の相互扶助機能が全般的に低下してきたからであり、また営業と雇用の不安が社会の全分野に広がってきたからである。こうして、東アジア諸国は、健康転換に伴う医療・福祉システムの構築と、市場経済化に対する生活保障システムの構築との、二重の課題を背負うことになった。

## 2. 3つの処方箋

この課題解決のためには、3つの選択肢が考えられる。ひとつは、世銀やIMFが提唱する「ソーシャル・セーフティーネット（SSN）」の整備であり、もうひとつは普遍主義モデルに立脚した「福祉国家」の構築である。そして3つ目は、そのいずれでもない「第3の道」の選択である。SSNプログラムは、IMFや世界銀行が構造調整の名目で、いわば政策的に産み出した「社会的な痛み」に対する、対症的な処方箋であった。それは、市場主義・小さな政府・規制緩和というワシントン・コンセンサスに基づいたプログラムであり、市場競争によって落伍した人達を一時的に救済するネットの役割を果たすものであった（寺西，2003：pp.5-8）。しかし、市場競争が続く限り、構造的な貧困や生活水準の長期的な下落は避けられない。SSNでは構造的、長期的な貧困化を救済できないことが明らかになるにつれ、世界銀行自身もSSNに代わって「ソーシャル・プロテクション」という考え方を打ち出し始めている。

実際、ASEAN諸国の政府はいずれも、SSNプログラムではなく、いわゆる通常型の社会保障制度を選択している。たとえば、タイでは、社会保障制度は10人以上雇用の事業所に限ら

れていたが、2000年にはすべての事業所に義務づけられ、さらに保障分野も従来の死亡、後遺障害、疾病・傷害、出生の4分野から98年に老齢年金と児童養育手当がつけ加わり、つづいて2004年には失業保険制度も導入された。健康保険制度も、従来の公務員と企業従業者向けの制度に加え、2002年には全国民向けに「30パーツ健康保険制度」が導入された。これらの社会保障は、健康保険、年金、失業保険のいずれも、税金で賄う方式である。たとえば、30パーツ健康保険制度では、政府は、患者1人当たり年間1247パーツの補填を前提に2002年度で700億パーツの予算を計上したが、2010年には3000億パーツに膨張するものと予想している。失業保険についても、政府負担分として労働者賃金の0.25%の積み立てが必要である（大泉、2003：pp.142-143；浅見、2003：pp.219-221）。いずれにせよ、政府財源の確保という点で、「福祉国家」型の社会保障制度を構築することはますます困難になってきている。大泉論文によると、タイの場合、1人当たりGDPは、高齢化率が7%に達する2010年で約3100ドル、14%に達する2031年でも8600ドルに過ぎない。日本が高齢化率14%に達した94年の1人当たりGDPが3万8000ドルであったことと比較して、その4分の1の経済規模で高齢社会に立ち向かわなければならない。このような状況では、たとえ家族が生活保障機能を補完するとしても、「アジア型福祉国家」の実現は容易ではない。

そこで、市場主義のソーシャル・セーフティネットや福祉国家型の社会保障制度に代わって登場するのが「第3の道」である（ギデンズ、1999：第3章）。「第3の道」では、政府の単独統治に代わり、多元的なガバナンスの担い手の成長とその政治過程への参加により、協働型ガバナンスの実現を目指す。それは、シビル・ソサエティが重要なアクターとなり、市場や政府との相互作用によって最適な問題解決を図る方法である。図1は、3つのガバナンスの特徴を図解したものである。「福祉国家」では、政府がガバナンス機能を専有し、社会問題の解決と公共サービス提供の主体となる。「新自由主義」では、国家は「小さな政府」に後退し、公共サービスの全面的な民営化＝「ガバナンスの外部化」が進行する。政府に代わって市場がガバナンスの担い手となる。それに対して、「第3の道」では、シビル・ソサエティ

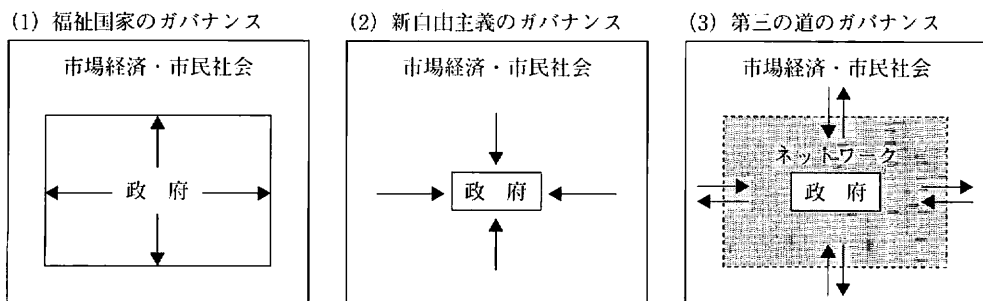


図1 経営モデルとガバナンスの構造

(出所) 山本清 (2002), P.128.

イがガバナンスの第3のアクターとなり、政府と市場の一部機能を代替するとともに相互作用の領域を創り出す（山本清，2002：pp127-128）。この協働型のガバナンスを澤井安勇に倣って「ソーシャル・ガバナンス」と呼ぶことにする（澤井，2004）。ソーシャル・ガバナンスは、具体的には、①政府・市場とアソシエーションの「協働」による公共サービスの提供と、②アソシエーションとコミュニティ組織の政治的意思決定過程への参加を主な柱とする。

### 3. ソーシャル・ガバナンス実現の要件

では、このようなソーシャル・ガバナンスが実現するための条件とは何か。それは、図2のように、ひとつには共助的な社会意識や自治意識の成熟、つまり社会的な繋がりとそこから生まれる規範と信頼であり、ソーシャル・キャピタルの蓄積である。もうひとつは、多様なアソシエーションの活動とそのアソシエーションへの分権化から醸成される、シビル・ソサエティの成熟である。さらに、多様なアソシエーション群が活発な「市民的公共圏」を形成したり、住民の共助意識や自治意識を自治能力まで高め、ガバナンスの過程に参画したりするには、しばしば「キーパーソン」の存在が不可欠となる。そのキーパーソンは、「開発僧」であったり地方リーダーであったり、それぞれの地域のソーシャル・キャピタルに規定されて様々な存在形態をとる。また、シビル・ソサエティとソーシャル・キャピタルとは相互補

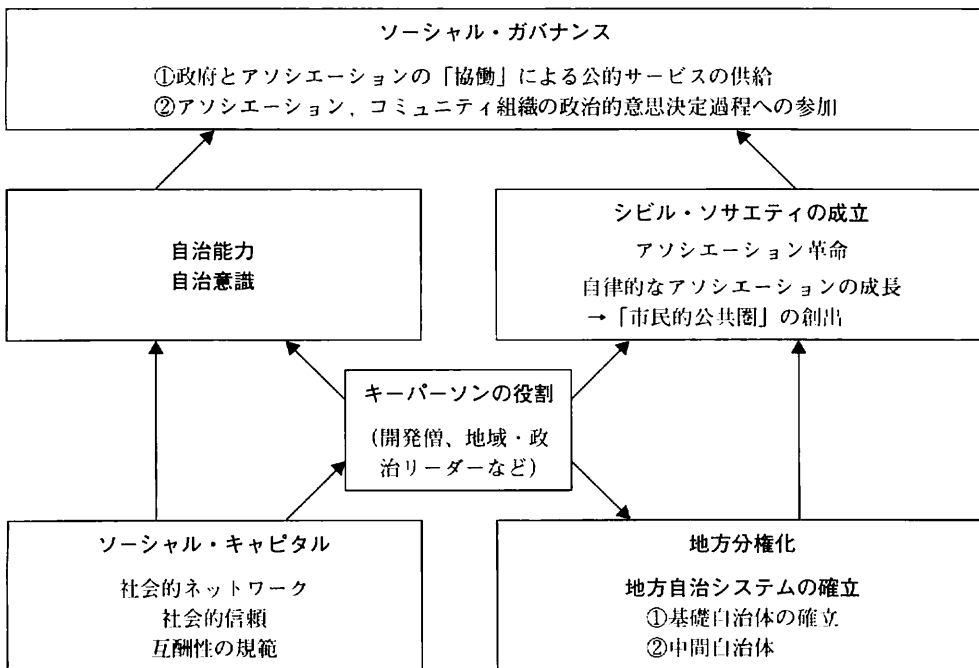


図2 ソーシャル・ガバナンス成立と可能性の要件

(出所) 筆者作成。

完的な関係にある。豊かなソーシャル・キャピタルが存在するところでは、ボランティア活動をはじめアソシエーション活動が活発であり、豊かなシビル・ソサエティが実現する。逆に、アソシエーションの活動が活発化すれば、地域社会における社会的ネットワークが拡大し、ソーシャル・キャピタルが培養される。

しかし、シビル・ソサエティがガバナンスの課題を担うには、アソシエーションの躍進と同時に、中央政府から地方政府への権限の委譲＝地方分権化が必要条件となる。M. ウォルツァーも「国家の非中央集権化」を市民社会の確立要件の第1に挙げている（ウォルツァー、2001：p.32）。権限や責任、財源が地方に委譲され、資源配分や公共サービスができるだけ現場に近いところで供与されることが必要である。これによって住民のニーズがより良く把握され、より柔軟に、また弾力的に対応できる。そして、受益者たる住民からのフィードバックがより良く機能する。こうした地方分権化とアソシエーションの社会的躍進は、フランスやスウェーデンでは同時に進行した。ミッテラン政権は、1982年に地方分権法を制定し、社会福祉関係の権限を地方に移譲するとともに、その権限を協働する非営利組織＝アソシエーションを政策的に奨励した。地方自治システムがうまく機能するには、権限を保有する基礎自治体の確立や、社会的インキュベーターの役割を果たす中間自治体の形成が必要となるだろう。

このようにみえてくると、東アジアにおいてソーシャル・ガバナンスが実現するには、①活発なアソシエーション（とくに現地のNGO、NPO）の成長、②地方分権化と自治システムの確立、③ソーシャル・キャピタルの蓄積と自治意識・自治能力の形成、そして④キーパーソンの存在、が要件となる。そこで、以下では、これらの要件が東アジアにおいてどの程度成熟しているかを概観し、それを通じて東アジア・シビル・ソサエティ研究の論点を開示してみたい。

## Ⅱ. 東アジアのアソシエーション革命

### 1. 第1次アソシエーション革命

東アジアの開発途上国においてアソシエーションの主な形態は、NGOである。NGOとは、本来、国連に「協議的地位」を持つ民間の国際組織（国連憲章第71条）を指したが、近年では国連関連組織にとどまらず、第3世界の農村開発、貧困緩和、保健衛生などの分野や、環境、人権、平和などのグローバルな分野で活動する民間の非営利組織を指すようになった。NGOは「他益性」や「慈善性」によって特徴づけられた「非営利組織（NPO）」ということができる。このNGOをはじめとするアソシエーションの成長が、東アジアにおいてソーシャル・ガバナンスを実現させる重要な要件となる。

さて、東アジアにおいてNGOはどのような特徴をもっているのか。ここでは、東アジア全体を概観することは困難なので、タイ、インドネシア、フィリピンの3カ国のNGOについて

まとめておきたい (GAP, 1997; 山本正, 1998a, 98b, 2000)。表1は、これら3カ国のNGO関連事項を年表にしたものである。3カ国のNGOの活動は、それぞれの国の政治的、社会的条件により個性的な特徴をもっているが、大雑把に言えば4つの類型に分類することができる。すなわち、①伝統的な慈善団体による奉仕型活動、②開発NGOによる開発志向型活動、③環境、人権、女性、民主化など、多様な活動分野でのアドボカシー型活動、④中央・地方政府との「協働」「参加」型活動、である。この4つの活動類型は4つの世代的な展開でもある。表1によれば、この40年間に2つの大きな転換期があったことが分かる。

第1の転換期は、いわゆる第3世代のNGOが登場した1980年代後半の時期である。東南アジア各国ではこの時期にNGOの数が飛躍的に増大し、活動分野や活動内容も多様化した。いわゆる「第1次アソシエーション革命」の到来である。タイでは、プレーム政権(1980年3月~1988年8月)のもとで、「血の水曜日」事件後の、権威主義体制の手直しが始まった時期である。プレーム政権時代に、軍人・官僚中心の政体から、バンコクの実業家との「権力共有」体制に移行し、「半分の民主主義」が容認されるようになった。この「半分の民主主義」期に多くの活動家がジャングルから帰還し、アドボカシー型の活動や「抗議」「運動」型の市民的活動が高揚した。たとえば、人権NGOのUCL (Union for Civil Liberty) が陸軍最高司令官の定年延長反対運動を展開したり、環境NGOがナムチョーン・ダム建設や軍の強制的な「緑化計画 (ユーカリ・エンクロージャー)」に反対して、ダム建設反対運動やユーカリ植林反対運動を展開したりした (田坂, 1992; 船津, 2000)。

同じ時期、インドネシアでも、スハルト体制の変質とともに、NGOの活動が再開された。スハルト体制は、9・30事件中に30~50万人の大量虐殺と50万人の投獄・公職追放を強行し、血の弾圧のなかから生まれた強権的な国家であった。国民は隣組・婦人会・官製労組・官製農民組合・官製商工会議所などに組織され、公務員は「与党」ゴルカルへの参加を義務づけられた。政党勢力は動員解除され、労働者、農民、学生などの運動も「非政治化」された。国軍や警察による治安維持に加え、イスラム団体による体制協力や、住民の相互告発による国民監視システムも出来上がり、NGOの活動は事実上停止した (酒井, 2001: p.218)。しかし、1980年代後半に入ると、スハルト政権は、国際的な民主化の潮流を受けて「上からの民主化」を試行した。言論・報道規制を緩和し、90年にはスト禁止令と学内政治活動禁止令を解除した。この「民主化」のなかで、人権・環境NGOはアドボカシー活動を強め、学生団体や市民団体、非公認の労働組合も活発な活動を開始した。メディアは、東欧革命とそれに続くソ連の崩壊を報じ、権威主義的で腐敗したスハルト体制の崩壊を予感させた。建国5原則パンチャシラによって脱政治化させたはずの社会組織が政治的に覚醒し政治制度の民主化を要求するようになった。その象徴的な取り組みが環境NGOによるオンボ・ダム建設反対運動である。オンボ・ダム問題は、89年にブリュッセルで開催されたインドネシア援助国会議に持ち出され、政府は住民の人権無視により国際的な非難に曝された。



表1 東南アジアのアソシエーション革命

活動の特徴	タイ	インドネシア	フィリピン
伝統的な慈善団体 慈善・奉仕型活動	60年代 慈善団体と開発NGO	65 9・30事件 →共産党を弾圧, あらゆる自主的団体を国家統制	50, 60年代 宗教NGOの慈善・社会福祉事業から, 開発NGOへ
開発NGOの登場 開発志向型 農村貧困やスラムの改善運動	73 10月学生革命 →人権・民主化志向NGOの出現 75 サイゴン, プノンペン陥落→国境地域に難民流入 →国際NGO, UNHCRと協力して難民救済活動 76 軍部クーデター →活動家, ジャングルで活動(～80年代初めまで, NGOの活動停滞)	70年代初め, 開発NGO結成 コミュニティの衛生問題や小規模産業振興, 適正技術開発の分野で活動	72 マルコス戒厳令布告 72 民族民主戦線(NDF)設立 →左翼運動と連携したNGOの出現 75 キリスト教基礎共同体運動開始, 「解放の神学」 →NGO間の調整役, 反マルコス運動の中核 →教会の国際ネットワークにより海外資金調達 →政府から自立したNGOの出現 →地域ごとのNGO, PO形成基盤 70年代後半, NGOの活動分野の多様化, 人権・民主化志向NGOが多数出現
NGOの活動分野が多様化, 量的拡大 人権・民主化・環境分野でアドボカシー型団体が活発化 「抗議」「批判」型「運動」型	79 政府「融和宣言」, ジャングル帰還者に「恩赦」 →NGO活動の活発化へ 80年代半ば以降, NGOの活動分野の多様化, アドボカシー型, 「抗議」「運動」型NGOの活発化 88 ナムチョンダム建設反対運動 91 軍の強制移住計画(KJK), 「緑化」計画 →ダム建設反対, ユーカリ・エンクロージャー反対など環境・人権分野で「抗議」「運動」型NGOが活発化 91 アーナン政権, NGO奨励, 認知・協力 92 環境保全法: NGOとの協力を明記	80年代, NGOの活動分野の多様化と量的拡大 *外国援助の受け皿としてNGOが増加, 政府の認知 *NGOネットワークが形成 82年環境管理法(エミル・サリム環境相) →NGOの役割を明文化 85 環境NGO, オンボ・ダム問題について住民支援 89 インドネシア援助国会議(ブリュッセル) →オンボ・ダム問題が議題へ 90 「NGO育成に関する内務大臣政令」公布 →NGOの登録と管理強化をもくろむ 91 デイリ事件(東チモールで国軍が住民弾圧) *90年代, アドボカシー活動の活発化, オールタナティブな発展や, 民主化・人権の概念が浸透, 「抗議」「運動」型.	80年会社法(→NGOの税優遇措置) 86 マルコス体制崩壊, アキノ政権樹立 →NGOの政権への積極的な参加, 政策の策定・実施・評価課程への参加 87年憲法 →NGOの関与・参加を規定 91年地方自治法 →地方政府の政策過程にNGOの関与を規定 97年税制改革法→NGO優遇税制
政府によるNGOの認知パートナー化 「政策立案・実現」型 「活動」型 NGO, コミュニティ組織と中央・地方政府との「ガバナンス」が日程に上る	92 「暴虐の5月」事件 →民主化進む 97年憲法と99年地方分権促進法 →NGOの行政参加を明文化 01 「地方分権実施計画」閣議承認	99 スハルト体制崩壊 →同年に政党法, 総選挙法, KKN防止法などを公布 99年地方分権法, 中央・地方財政均衡法により, 地方分権化が進む →自治単位の見直し(分州・県)地方議会の権限強化, 住民参加, NGOの行政参加	97年税制改革法→NGO優遇税制

(出所) 筆者作成。

フィリピンでは、タイやインドネシアよりも早く、すでに1970年代半ばに、第3世代のNGOが出現した。マルコスが1972年に戒厳令を布告し、「中央からの革命」により権威主義体制の構築を目指した。そして、マルコスが「村落協同組合」「共同体運動」などの官製の協同組合運動や「生活・発展のための運動」という融資事業を始めたが、まさにその時期に、新しいタイプのNGOが姿を現した。ひとつは、フィリピン共産党（CPP）が73年に立ち上げたフロント組織・民族民主戦線（NDF）によって合法的なNGOが都市部で数多く設立されことである。もうひとつは、カトリック教会が当時の「解放の神学」の影響を受けて、キリスト教基礎共同体運動を開始したことである。この運動はフィリピン拘留者タスク・フォース（TFDP）など、人権NGO結成の基盤となった。教会の国際的なネットワークは海外から民間資金を呼び込み、政府から自立したNGOの活動を助けた。また、教会は志向性の異なる多数NGOの調整役を果たし、反マルコス運動の中核を担った（川中、2001：pp.138-139, 142-143）。

このように80年代半ば以降はNGOの活動分野が多様化した。さらにもうひとつ、NGOの連合組織やネットワークが形成されたのも、この時期の特徴である。たとえば、タイでは、女性問題の分野では「タイ全国女性会議（NCWT）」が結成され、児童・青少年の分野では「児童青少年育成団体協議会」が設立された。保健分野では、「基礎保健NGO調整委員会（PHC）」が設立され、会員数約20団体の、最も活発な保健アドボカシー団体になっている。農村開発分野では、国家経済社会開発委員会（NESDB）に支援されて「農村開発NGO調整委員会（NGO-CORD）」が85年に設立され、NGO、政府機関、住民組織の三者の連携を追求したり、国家開発計画を策定するNESDBの作業部会に参加したりしている（アマラ、1998：pp.136-146）。フィリピンでは、アキノ政権の樹立とともにNGO Communityと呼ばれるシビル・ソサエティが成立し、その活動を支える数多くのネットワークが創設された。そのうちのひとつである「開発NGOネットワーク会議（CODE-NGO）」は、「フィリピン農村地域人材育成会議（PhiDHRRA）」など、10の主要全国ネットワークの連合組織であり、3000近くの団体が加盟している。インドネシアでは、WALHIが環境関連のNGOのネットワークの役割を果たしている。このようなNGOのネットワーク化は国内レベルだけでなく、アジア太平洋地域においても、NGO間の協会の設立や相互連携といった形で前進した。たとえば、インドネシアのビナ・デサ財団（INDRHRRA）による「東南アジア農村人材育成フォーラム（SEADHRRA）」の結成や、東南アジア10カ国、24の開発NGOとNGOネットワークをメンバーとする「アジア農地改革・農村開発NGO連盟（ANGOC）」の発足、持続可能な開発を目指す「アジア適正技術団体連盟（APPROTECH ASIA）」や「持続可能な開発のための東南アジアNGO連合（SEACON）」、「アジア開発文化フォーラム（ACFOD）」など、数多くのNGOネットワークが活動するようになった（山本正、1998a：pp.26-28）。

## 2. 第2次アソシエーション革命とトランスナショナル・シビル・ソサエティの形成

グローバリゼーションは、国家の対内調整能力を機能不全に陥れる一方、ガバナンス領域の多層化とガバナンス主体の多元化をもたらした。ガバナンスのあり方も、これまでの一方的な統治・被統治の関係から、国家・政府とシビル・ソサエティとの相互関係に変化した。ガバナンス領域も、国家と国際機関（国連、WTO、IMFなど）・地域連合機関（EUやASEANなど）との「超国家的な関係」や、国家と地方自治体との「準国家的な関係」に多層化した。そして、超国家的なグローバル・ガバナンス領域においても、国民国家は単なる一アクターになり、多元的な主体が登場した。

その画期となったのが、1992年にリオデジャネイロで開催された地球環境保全のための地球サミットである。国連は、このサミット以降、経済社会理事会に「協議的地位」を持たないNGOにも門戸を開放し、しかも多くのNGOに「オブザーバー」から「パートナー」の地位を与えるようになった。その地球サミットと同時開催されたNGOグローバル・フォーラムには史上最大規模の世界165ヵ国7500団体のNGO、約3万人が参加した。これに続く93年のウィーンの世界人権会議には1500のNGOが参加し、95年北京の第4回世界女性会議・NGOフォーラムには約3万人のNGO関係者が出席した。こうした国境を越えたNGOの連携を通じて「トランスナショナル・シビル・ソサエティ」が台頭し、グローバル・ガバナンスの重要な担い手になった。国際的なNGOネットワークは、ある時は自国政府や他国政府と対立したり、時には協力したり、あるいは無関心な政府には働きかけをしたりして、多国間条約形成過程に影響力を発揮するようになった（目加田，2003：pp.3-6）。

国際NGOの活躍は、気候変動枠組み条約および京都議定書の締結に取り組んだ「気候行動ネットワーク（CAN）」、対人地雷全面禁止条約を実現した「オタワ・プロセス」に関わった「地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）」、戦争犯罪人などを裁く国際刑事裁判所設立規程と規程発効を働きかけた「国際刑事裁判所を求めるNGO連合（CICC）」、そしてトービン税の導入を目指す「市民を支援するために金融取引への課税を求める協会（ATTAC）」運動など、国際的な広がりを見せるようになった。また、99年にシアトルで開催されたWTO第3回閣僚会議に対する抗議集会・デモは、今日の反グローバル化運動の転換点となり、9・11事件後も衰えることなく、2002年の第3回世界社会フォーラム（ブラジル、ポルトアレグレ市）には世界131ヵ国、約8万人の結集が見られた。NGOの国際的な活動については、北沢（2003：第4章、第5章）、西川・佐藤（2002）、三好・若井・狐崎・池住（2004）などを参照されたい。

このようなトランスナショナル・シビル・ソサエティの台頭とともに、東アジアのシビル・ソサエティも、「第2次アソシエーション革命」とでも呼べる状況に突入した。たとえば、フィリピンにおいては、マルコスの「新社会」体制が1986年2月にピープル・パワーによって崩壊した。マルコス反対運動に結集したNGOは、アキノ政権とそれに続くラモス政権に積極的に参画し、ピープル・パワーの制度化に貢献した。たとえば、87年憲法や91年地方自治

法では、意志決定のあらゆるレベルへのNGOの参加が明文化され、中期開発計画でもNGOを国家開発におけるパートナーとして認知した。タイでも、フィリピンから遅れること10年、92年の「暴虐の5月」事件後、地方ボス出身の政党政治家たちの金権体質に批判が集まり、政治改革論が急速に高まった。94年に民主主義発展委員会が設置され、政党政治体制の改革は、97年の憲法改正や自治体関連法の相次ぐ策定となって結実した。新憲法は、「国民の権利と自由」を定めた第3章や「国の政策指針」を定めた第5章の多くの条項で、国民や非営利団体の参加を規定している。インドネシアでも、経済危機後の社会的混乱の中で、99年にスハルト体制が崩壊し、政党法、総選挙法、KKN（汚職・癒着・縁故主義）防止法等の民主化措置が採られる一方、地方分権法、中央・地方財政均衡法により地方分権化が急ピッチで進んだ。

このように、1990年代末以降、フィリピン、タイ、インドネシアのいずれにおいても、民主化、地方分権化を通じて政府のNGO認知、パートナー化が試みられ、NGOの側も、それまでの「抗議」「批判」型の「運動」から「政策立案・実現」型の「協働」へと重点を移し、新しい第4世代NGOの時代を迎えている。このような転機を画する上で、国際機関やNGOの国際的連携が大きな影響力を発揮した。たとえば、1989年に国連で「子供の権利条約」が決議され、タイ政府も92年にこの条約に加盟した。タイ政府は、この条約批准に合わせて「女性及び子供の売買の防止および取締り措置法」や「刑事訴訟法」など国内法の改正に直面し、専門的な知識を持つ内外のNGOからの情報や提言を必要とするようになった。そして、国際条約の批准や国内法の改正、あるいは国際公約の実施やその監視活動の増加に伴い、国際NGOの参入や国内NGOの設立が相継いだ。このような国際要因も第4世代のNGOの出現に大きな役割を果たしたのである（野津，2004）。

また、この時期に、それぞれの国で、「支援するNGO」と「支援されるコミュニティ」という単線的な関係ではなく、様々な自発的なアソシエーションの成長が地域レベルで見られるようになった。たとえば、タイでは「コミュニティ組織開発機構（CODI）」の生活・住環境改善事業の受け皿として結成された「貯蓄組合」を挙げることができる。貯蓄組合はコミュニティをベースにして25名以上の会員によって自主的に結成され、貯蓄活動を行っている。しかし、貯蓄組合の貯蓄活動は単にCODIから融資を受けることだけを目的としたものではなく、コミュニティ内の生活環境全般の改善に取り組んでいる。貯蓄組合は、地縁的な関係や事業分野ごとに様々なネットワークを形成している。そのネットワークには、住環境の改善に取り組むネットワークだけでなく、タクシー協同組合ネットワークや伝統手工芸ネットワーク、コミュニティ・ビジネスを目指すネットワークもある。バンコク市内のコミュニティ・ビジネス・ネットワークは、学校制服の製造やゴミの回収、道路や運河の補修など、総額3000万バーツの委託事業をバンコク都庁から受けたという（佐々木康彦，2003）。こうした貯蓄組合とそのネットワークは、CODIによる上からの誘導とNGOによる側面支援という性格

をもちながら、住民自身が自発的にコミュニティ内の問題を発見し、解決のために提言していく「イネープリング (enabling) 活動」でもある。それは、「発意グループ」(佐々木康彦)であり、コミュニティ(運命共同体)をベースにしながらも、自発的な「選択的共同体」であり、エンパワーメントを目指す「アソシエーション」である。

以上のように、東南アジアのNGOは、伝統的な慈善団体の奉仕活動から出発し、開発NGOの活動や、人権・民主化・環境分野でのアドボカシー活動を経て、21世紀の初頭にはアソシエーション・NGO、コミュニティ組織、中央・地方政府の三者による「協働」という、「ガバナンス」問題が日程に上るまでにいたっている。その意味で、東南アジアにおいても、NGO活動は第2の転換期あるいは第2次アソシエーション革命期に入ったといえるだろう。

ただし、サラモンも懸念するように、NGO全てが「純粋な美德」を備え、「ボランティアズム」に富み「純真無垢」な組織というわけではない(サラモン, 1994: pp.409-411)。地方政治家が政治的影響力の拡大や私的利益追求の手段としてNGOを立ち上げることもまれではない。また、現地政府や海外ドナーがヒエラルキー的な関係を持ち込み、現地NGOを下請け化する恐れもある。また、NGO自身も有能な人材の不足や脆弱な財政基盤、あるいは官僚主義的な運営等、効率性や透明性、自律性を欠いた「ボランティアの失敗」に陥らないとも限らない。現地NGOは、①NGOじしんの組織の透明性・開放性という問題のほか、②草の根組織のエンパワーメント支援のあり方、③国内ドナー(現地政府を含む)や海外ドナーから財政的支援に対する自律性確保、④海外NGOや国際NGOネットワークとの対等な関係の構築、といった課題に直面している(伊藤, 2002: 第2章)。ともあれ、東アジアのNGOがグラスルーツ・レベルのガバナンスの一翼を担えるかどうかは、今後の真摯な努力にかかっているといえる。

### Ⅲ. 東アジアの地方分権化とガバナンス改革

#### 1. インドネシアの地方分権化とガバナンス改革

ソーシャル・ガバナンスが確立するには、自律的なアソシエーションの活動とともに、地方分権化の進展が重要な要件となる。シビル・ソサエティが第3のアクターとしてガバナンスに参画していけるかどうかは地方分権化の進展具合にかかっている。東南アジアでは、フィリピンの91年地方自治法を嚆矢として、次々と地方分権化が試みられている。各国の地方分権化の背景や経過はそれぞれ個性的であるが、重要なポイントはその地方分権化がどれだけガバナンスの可能性を切り拓いたかという点である。本項では、タイとインドネシアを事例にして、ガバナンス改革としての地方分権化を評価してみよう。

スハルト辞任後の98年11月、国権の最高機関である国民協議会は第15号決議を採択し、地方分権の実施、天然資源の公正な分配・利用、中央・地方財政均衡の方針を決めた。この決議には、アチェやイリアン・ジャヤの独立要求を統一国家の枠内に封じ込め、さらに天然資

源の権益が地方に還元されていない不満を収める狙いがあった。そして、国民評議会の分権化方針が打ち出されてから僅か3ヶ月後、99年2月に「地方分権法（99年第22号法）」と「中央・地方財政均衡法（99年第25号法）」が国会に提出され、同年5月に施行されることになった。では、分権化後、インドネシアの地方自治制度はどのように変わり、どのような特徴をもつのか。岡本の研究を参考にして、その特徴を摘記してみよう（岡本，2001，2003）。

インドネシアでは、99年第22号法により、国防、司法、金融・財政、宗教、「その他」を除くすべての行政分野において、中央から地方自治体に権限が委譲された。同時に、地方行政機構の再編も行われ、中央省庁の出先機関は地方自治体の関連部局に統合された。この機構再編により、国家公務員320万人のうち、約190万人（うち110万人は教職員）が地方公務員に移籍された。改革後の地方行政制度において、「州」「県・市」「行政村」が地方自治体とされた。なかでも「県・市」が基礎自治体として重視され、広範な行政分野と権限・予算が委譲された。外資の認可も中央の投資調整庁から地方政府の権限に移された。州と県・市には公選議員と任命議員（約1割程度の国軍・警察出身者）からなる地方議会が設置され、州知事と県長・市長はそれぞれ州議会と県議会・市議会によって選出されるようになった。地方議会は首長の施政報告を拒否できるようになり（2回の否決で首長は辞任）、議会の首長に対する影響力が増大した。行政村には直接選挙による村落議会が設置され、村長も村民の直接選挙によって選ばれるようになった。

スハルト時代には政府歳入の90%以上、歳出の75%以上は中央政府に占められたが、財政分権化により、中央から地方に割り当てられる「均衡金」が増大した。均衡金のうち「歳入分与（天然資源等の収益、土地建物税、個人所得税などが財源）」については、石油とガスを除く税項目では80%が地方自治体に配分され、「一般割当金（自治体間の財政能力の均等化を目的に交付。国内歳入の25%が原資）」も25%が地方自治体に交付された。また、2000年に地方税・地方課徴金法（2000年第34号法）が改正され、地方税と課徴金の課税自主権が強化された。さらに、地方自治体は中央政府・銀行・ノンバンクからの借入や地方債の発行、対外借款（中央政府の許可制）も可能になった（以上、岡本，2003：pp.102-111）。

さて、インドネシアの地方分権化はどのように評価できるのか。地方分権化とは、地方政府への権限や財源の委譲にとどまらず、もっと広くガバナンス改革として追求されなければならない。ガバナンスとは、統治者がトップ・ダウン式に被統治者を一方的に統治するという意味ではなく、両者の信頼関係をもとに、社会の構成員の協力や合意によって統治する意味合いを強くもっている。しかし、インドネシアでは、スハルト体制のもと、ゴルカル（機能集団）による地域支配が長く続いてきた。公務員・軍人とその家族は皆、ゴルカルの党员とされ、選挙の際にはゴルカルへの投票が義務づけられた。村長も公務員としてゴルカルの末端を担い、各村には国軍の担当者が張り付いた。国軍や警察に加え、イスラム団体の協力や住民の相互告発によって住民を監視するシステムが全国に張りめぐらされた。村内での集

会はすべて許可制であり、都市部でもRTという隣組が組織された(酒井, 2001: pp.218-219)。1999年に国民の政治参加を保障する政党法や総選挙法が公布されても、このような状況は一朝一夕に変わるものではない。住民がステークホルダーとして開発計画や政策決定に関与し、さらに実施過程に参加するには、住民自身の自治意識と自治能力の向上が求められる。住民の相互告発や相互監視という旧弊からの意識改革が必要である。

同時に、地方政府の方も、これまでの行政のあり方を見直し、住民管理から住民サービスに意識転換することが求められる。地方政府は、分権化によってヒトとカネの委譲や、行政機関の統合を終えたばかりであり、公務員の専門的知識や能力の向上、法令・規則の整備、政府組織の効率化など、さまざまな課題に直面している。また、ガバナンスが政府と非政府部門との相互作用関係を含んだものである以上、住民組織やNGO・NPOとの協働統治の方途(民営化、外部化、協働など)が考案されなければならない。しかし、地方政府はガバナンス能力の向上よりも、地域エゴの追求に腐心しているように見受けられる。たとえば、2000年に自主財源の確保を目的にして、地方税・地方課徴金法(2000年第34号法)が改正されたが、一部の自治体はこの徴税権を濫用し、農産物の域外搬出やトラックへの課徴金などを賦課している。また、投資認可が地方政府の権限となった結果、外資系企業に突然に地方税の支払いを命じたり、あるいは地元有力者が利害関係を持つ住民を扇動して外資系企業にたかたりするケースも見られるという(松井, 2002: p.229)。

以上のように、インドネシアの地方分権化は、ガバナンス改革という点で多くの問題点を残している。しかし同時に、その混乱の中から新しいガバナンスの可能性も育まれてきている。第1に、基礎自治体である「県・市」に大幅な権限と財源が委譲されたことは、市民セクターへの分権を裁量できる権能を有するようになったことを意味する。また、広域自治体としての「州」は、メゾ・ガバメントとして、中央政府の干渉を防ぐとともに、基礎自治体とコミュニティ組織・市民社会組織との「協働」を支援するという、社会的インキュベーターの役割を果たすことも可能になった。また、国際援助機関が住民参加型開発アプローチを積極的に推奨していることから、地方自治体の一部では、開発の計画・実施・評価のすべての段階に住民参加とNGOの関与を積極的に認めるところも出てきている。地方税・地方課徴金法(2000年第34号法)の改正によって、地方税に関する制限が緩和され、徴税可能な税種が増えるとともに、県・市については自主課税も可能になった。

このような移譲された権限や財源を活用し、地域のニーズや地域の活性化に向けた工夫も試みられ始めている。たとえば、南スラウェシ州のシンジャイ県やゴア県では、県内の村に一定額の開発資金を供与し、住民自身がその資金の用途を決め、事業を実施しモニタリングする試みも見られるという(松井, 2002: pp.229-230)。さらに、地方自治体は資源開発のアクターとしても活動を始めようとしている。たとえば、リアウ州政府は、カルテックス社のブカンバル沿岸油田開発への資本参加を要求し、東カリマンタン州政府は石炭開発会社の株

式の買い取りを表明している。これまで資源開発では傍観者でしかなかった地方が、分権化を契機にして、地方還元金の増額要求だけでなく、資本参加などを通して直接的な開発当事者としての役割を要求し始めている（松井，2002：pp.232-233）。

第2に、地方政府が地域間の連携を重視し、さらに中央政府に対して発言力を強めようとしている。中スラウェシ州ポソ県での暴動に対処するため、2000年にマカッサルでスラウェシ4州知事会議が開催され、それをきっかけにしてスラウェシ各州間での地域協力が一気に進んでいる。地域間の連携はスラウェシ州に限らず、スマトラやカリマンタンでも進みつつある。また、州知事会、県長会、市長会、あるいは州議会議長会といった地域間の横断的な組織と活動が生まれ、情報やノウハウの共有・共用が追求され地域振興に活かされる見通しも生まれてきた。また、地方がひとつの勢力として中央政治に参加する試みも生まれている。たとえば、二院制を構成する地方代表議会を新設する構想や、国民協議会における地方代表会派の結成、あるいは大統領直属の地方自治諮問会議に内務・大蔵大臣と並んで地方自治体代表も委員として参加するなど、地方自治体が中央政府に対して要求できる制度が創出されつつある。

このような動きは、スハルト体制期のような、国家という上からの統合主体に代わって、地域連携と地方主権に基づく新たなガバナンスの可能性を予感させるものである。

## 2. タイの地方分権化とガバナンスの課題

タイの地方分権化は金権政治批判の政治改革を契機とし、知識人グループによって主導されたものであった。それは、インドネシアのような国家分裂の回避という切羽詰まったものではなく、また分離・独立をちらつかせた地方からの頑強な突き上げもなかった。「99年地方分権促進法」や「地方分権委員会」設置の根拠法となった97年憲法でも、その起草にあたった「憲法起草委員会」（全国76県の代表76名と有識者23名で構成）には、一人の国会議員も含まれていなかった。政党政治家に対する不信から、97年憲法の起草から地方分権委員会の分権計画案づくりまで、ほとんど政治家抜きで改革が行われた。それは、ミッテラン政権の地方分権法をモデルとするような理想型の追求とはなったが、分権改革が構造化しない一因ともなった。地方分権化の熱気が冷め、タクシン政権が「大きな政府」を目指すとともに、CEO型知事構想とその予算措置を講じてくると、地方分権化は「腰折れ」状況に陥った。

ともあれ、タイの地方自治制度はどのように変わり、どのような特徴をもつのか、橋本と永井の研究を利用して要点を摘記してみよう（橋本，1999，2003；永井，2003a，2003b）。タイの行政制度は特異な構成をとり、「中央行政」「地方行政」「地方自治」の3つに分けられる。「県-郡-タムボン（行政村）-村」からなる「地方行政」は内務省による地方支配のラインであり、県知事や郡長は中央から派遣される。「地方自治」のラインも、「地方行政」のラインに対応して構成されたが、いわば添え物であり、県知事や郡長が各レベルの「自治体」を



監督した。したがって、タイにおける地方分権化とは、「中央行政」と「地方行政」が握る権限や財源を「地方自治」に委譲させることを意味する。

タイの「地方自治」団体は「特別地方自治体」と「普通自治体」に分けられる。特別地方自治体はバンコク都とパッタヤー特別市の2つだけであり、いわば別格である。普通自治体は、各県ごとの「県自治体」(75団体)、都市部の「テーサバーン」(約1130団体)、農村部の「タムボン自治体」(約6750団体)からなる。県自治体はかつては県内の農村地域のみを管轄したが、現在はすべての県域を管轄する広域自治体となった。テーサバーンは「特別市」「市」「町」の3団体からなる都市部の自治体であり、タムボン自治体は94年に法人格が与えられた農村部の自治体である。いずれも審議機関(市議会、タムボン議会)と執行機関をもち、首長の選出は県自治体では県会議員の互選であり、テーサバーンでは議員の互選が住民の直接選挙かの選択が可能である。県自治体の職員定数は県人口の規模によって大・中・小に分けられるが、組織編成は規模に関係なくすべて、総務・議会・企画予算・財政・土木の5部門からなる。一方、テーサバーンとタムボン自治体はそれぞれ7級と5級に分類され、等級により職員定数(職階)、組織編成、事業範囲に違いがある。各自治体の権限は、県自治体では県内自治体への支援(補助金交付、開発計画策定支援)や協力事業(廃棄物処理・埋め立て)、インフラ整備であり、テーサバーンでは教育・公衆衛生事業と限定的な社会福祉事業、タムボン自治体ではもっぱら村内のインフラ整備に限られる(以上、永井、2003a(3))。

このような「地方自治」はどのように評価されるべきだろうか。永井は、タイにおいてなぜ地方分権化が「成功」したのかと設問し、地方分権委員会の設置とその委員会における学者・知識人グループの活躍の2点を挙げている。つまり、97年憲法が地方分権を推進するメカニズムを制度的に取り込み、そこに地方分権化を進める学者達を中核とする政策ネットワークが機能したからだと分析している(永井、2003: pp.142-151)。しかし、地方分権化が成功したかどうかを判断する基準は地方分権法案が日の目を見たかどうかにあるのではない。判定の基準は、権限や財源が地方に移譲されたかどうかに加え、ガバナンスの可能性が広がったかどうかという点にある。結論を先取りしていうなら、タイの地方分権化は、ガバナンス改革としては成功したとは到底言い難いのである。

第1に、分権化後でも「地方行政」のプレゼンスが大きく、「地方自治」の権限や事業は限られていることである。「地方行政」を代表する県知事や郡長は、自治体首長の兼任を禁止されたとはいえ、「地方自治」に対して「管理監督権」を有し、地方自治体の年次計画や予算の承認、議会の解散権や議員の罷免権を握っている。権限の委譲が進んでいないだけでなく、人材の不足も深刻である。自治体の職員は正規職員と雇員(常勤と臨時)に分けられるが、分権後に正規職員数が増加したのはテーサバーンだけであり、タムボン自治体では総数は増加したものの、ほとんどが雇員(とくに臨時雇員)の増加である。県自治体では職員総数そのものが減少している。県自治体の職員規模は正規職員で平均64人、雇員を含めても102人に

過ぎない。さらにタムボン自治体のなかで圧倒的な比重を占める5級タムボン自治体では、助役・土木主任・出納主任の僅か3名に過ぎない。同様に、7級テーサバーンでも、助役以下せいぜい10名程度である。職員の専門的知識や技能の不足以上に、定員数の不足の方が深刻である。くわえて、財政分権化も進んでいない。99年地方分権促進法は、地方へのカネの委譲を数値目標として盛り込んだ。政府歳出に占める地方自治体歳出の割合を2001年度で20%、2006年度までに35%以上と規定した。確かに、この間この割合は上昇し、98年度の13%の水準から2001年度には目標値をクリアしたが、35%目標を達成することは不可能と見られている。中央政府から地方への分与税額や一般補助金額の移転に限られたうえ、地方自治体の自主財源（土地家屋税、土地開発税、看板税、屠殺税）も小さい（以上、永井、2003a(4)）。

このように、タイの地方自治体にはヒトもカネも権限もなく、公共サービスの供給量も限定されている。本来、分権的システムとは、資源配分や公共サービスの供与を住民に一番近いところで行うことを目的としたシステムである。しかし、タイの地方自治体には、裁量できる権能も人材も財源もなく、分権的システムが果たすべき機能を準備していない。その結果、コミュニティ組織やアソシエーションが地方自治体と「協働」してガバナンスに参加できる余地が限りなく制約されている。タイ愛国党が地方自治体の構造改革案で打ち出しているように、タムボン自治体を合併などの方法で現在の3分の1にまで減らしたうえでテーサバーンに格上げし、テーサバーンも「特別市」と「市」の2つだけにするというのも、ひとつの識見である。基礎自治体の規模を拡大し、人材の確保と財政規模の拡大を図り、シビル・ソサエティがガバナンスに「参加」する余地を広げることが必要である。

第2に、タイの地方分権化には、権限や財源の委譲の面だけでなく、地方自治体のガバナンス能力の向上という発想が弱い。確かに、97年憲法は、第3章「国民の権利と自由」や第5章「国の政策指針」の随所で住民や市民団体の参加を認めている。たとえば、第52条で公衆衛生事業に民間団体の参加を、第56条で環境アセスメントの調査・評価に環境NGOの参加を、さらに第57条では消費者保護に消費者代表の参加を、それぞれ奨励している。さらに第76条では、国の政策決定や開発計画の策定に国民の参加を促進し支援しなければならないとしている。同様に、第79条では、持続的な発展の原則に基づく環境の保全や公害の規制・監督への国民の参加を呼びかけている。

しかし、肝心の97年憲法第9章「地方自治」には、各種の公共サービスの提供において住民組織や市民団体との「協働」について言及した条項が見られない。タイの「地方自治」には、財源や権限の制約により「協働」の余地が小さいというだけでなく、地方自治システムを活用してガバナンスを実行しようというメカニズムが埋め込まれていない。中央政府や関連機関がコミュニティ・レベルの住民組織やアソシエーションとの「協働」を追求するとき、テーサバーンやタムボン自治体を通さず、独自の回路を通じて実施する。このことは、「村落

基金」や「コミュニティ組織開発機構 (CODI)」のアプローチを見れば明らかである。

村落基金とは、全国約7万以上も存在するタムボンとチュムチョンに一律100万バーツの基金を設立し、営農や小企業の運転資金や「一品一村運動」を支援しようというものである。タクシン政権の緊急政策のひとつで、2001年6月にスタートしている。基金の運営は、各タムボンに設置された「村落基金委員会」が行い、タムボン自治体は関与しない。ただし、基金の委員長はしばしば村長が選ばれるので、「地方行政」とまったく無関係ではないものの、タムボン自治体の公式的な関与は前提されていない。村落基金委員会は、村民から申請のあった事業案件について、事業の信頼性（事業状況、事業環境）、担保条件、融資金額などを審査・決定する（橋本、2003：pp.60-61）。村落基金委員会が決定したプロジェクト案件は、政府貯蓄銀行の支店に上げられ、そこでの審査を経て融資される。このように村落基金は、政府予算の交付ではなく政策銀行からの融資であり、「政府貯蓄銀行-村落基金委員会-村民」というルートで融通される。いくら地方分権化を進めても、重要な農村開発メカニズムに地方自治システムが活用されていないのである。

もうひとつ、CODIの事例を挙げておこう。CODIは、国家住宅公社（NHA）が設立した都市コミュニティ開発事務局（Urban Community Development Office：UCDO）の後身であり、中央・地方・地域の3つのレベルに設置されたコミュニティ開発会議から構成される。CODIは、この全国ネットワーク網を通じて、コミュニティを基盤として結成された貯蓄組合に生活・住環境改善支援（融資、情報提供、技術支援など）を行っている。また、CODIが最近とくに力を入れているのは、個々の貯蓄組合に対する支援から、組合が形成する各種のネットワークに対する支援活動である。現在、CODIの支援を受けた貯蓄組合は全国51県に1273組合にのぼり、うち600組合が参加して結成したネットワークは103団体になるという（佐々木康彦、2003）。そのネットワークには、地縁的關係によるネットワークや、コミュニティ・ビジネスなどの事業別のネットワーク、住環境整備をテーマにしたネットワークなど、多様な形態が見られる。CODIは、貯蓄組合とそのネットワークを対象に、回転資金ローン、起業・所得創出ローン、土地・住宅開発ローン、住宅改善ローンなどを融資し、2002年までに総額12億5730万バーツに達している。このような行政（NHA、CODI）とアソシエーション（貯蓄組合）とのパートナーシップによる住民参加型コミュニティ改善事業でも、地方自治体のシステムを通さず、CODIが貯蓄組合とそのネットワークに直接結び付き、支援活動を行っているのである。

以上のように、タイにおいて住民参加型のコミュニティ開発やガバナンスは、「地方自治」のチャンネルを経由せず、中央の開発機関やNGO組織が直接的にコミュニティ組織やアソシエーションにパイプを繋いでいるのである。地方分権委員会が90年代に努力を傾注して構築した「地方自治」制度が「ガバナンス」のシステムとしては機能していないのである。あるいは公共サービスの供給や都市・農村のコミュニティ開発において、「自治」システムを作動

させて事業を遂行しようというアプローチが伝統的に弱いといえるだろう。

#### IV. 東アジアのソーシャル・キャピタルと地域リーダーの役割

##### 1. ソーシャル・キャピタルとは何か

ソーシャル・ガバナンスが成立するためには、シビル・ソサエティの成熟と並んで、もうひとつ、住民の共助的社會意識や自治意識が存在しなければならない。しかし、共助意識や自治意識だけでは自治能力とはならない。住民たちの問題発見や改善要求をコミュニティの意思としてまとめ上げ、基礎自治体の意思決定過程に反映させていく「キーパーソン」が必要である。そのキーパーソンとなるのが地域のリーダー達である。また、コミュニティ組織の活動や地域のリーダー達の能力を引き出すうえで、NGOをはじめとするアソシエーションとネットワークの支援も欠かせない。しかし逆に、地域リーダー達の能力や住民たちの活動は、その基盤たるコミュニティに埋め込まれた、社会的な繋がりや信頼・規範・倫理といった文化的要因によって左右される。このことをあらためて再確認させてくれたのがR. パットナムの「ソーシャル・キャピタル」論である。

ソーシャル・キャピタルとは、「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」を意味する（R. パットナム, 2001: pp.206-207）。パットナムは、互酬性の規範と市民の積極的参加のネットワークから社会的信頼が生まれる可能性を指摘し、それらはそれぞれ「使うと増え使わないと減る」ような相互強化的な関係であると主張した。そして、彼は、イタリアの南部と北部で制度パフォーマンスが異なる原因をソーシャル・キャピタルの差から説明した。すなわち、垂直的な恩顧＝庇護主義的な関係に支配され、強い社会的不信に覆われた南部では、制度の効率が悪く、経済的にも停滞している。それに対して、水平的なネットワークが広がり、社会的信頼が高く市民的連帯やアソシエーション活動が活発な北部では、制度の効率が高く、経済的にも繁栄している。「市民的伝統（ソーシャル・キャピタルの意）」と経済発展の規定関係について、市民的伝統の方が経済的繁栄に影響を与えるものであり、その逆ではないと結論づけている。そして、彼は、市民的伝統と経済発展とのこの相関性についての知見は、イタリア国内だけでなく、第三世界の貧困を理解する上で重大な示唆を与えるはずだと述べている。

「ソーシャル・キャピタルの培養」と「ボランティア活動を始めとする市民活動」との間に相互作用が存在するなら、この好循環を引き出し、加速化させて「暮らしやすい豊かな社会」を実現することが可能なはずである（内閣府国民生活局, 2003）。世銀やJICAなどの国際援助機関も、パットナムの問題提起を受けて、開発途上国の社会開発を進める上での重要な要因としてソーシャル・キャピタルを位置づけるようになった。そして、どのような開発目的に対して、どのようなソーシャル・キャピタルが有効なのか、ソーシャル・キャピタルに

はどのような類型（結束型、橋渡し型、構造的、認知的など）があり、またその培養方法と評価手法はどうあるべきかなどの研究が着手されている（国際協力事業団、2002）。しかし、ソーシャル・キャピタルは、簡単に培養できるものではない。それは、家族、地域、職場などの社会グループに共有される相互関係であり、様々な社会グループごとに形成されるものである。同時に、それぞれの地域で、長い歴史の中で継承されてきた文化や規範の産物であり、歴史の積み重ねにより地域的な文化圏ごとに異なるものである。

## 2. タイの開発僧とソーシャル・キャピタル

さて、以上の理解を踏まえ、ソーシャル・ガバナンスを実現する要件としての、ソーシャル・キャピタルと地域リーダーについて具体的に考えてみたい。まずタイの事例を取り上げる。

タイでは、急速な経済成長により伝統的な社会を支えてきた規範や信頼関係が希薄化するにつれ、心の救いを求める人々が増えている。仏教の側にも、これに応えようとする動きが現れている。ひとつは、瞑想のなかで個人の救いを求める「タンマカーイ」と呼ばれる瞑想サークルであり、2つめは、戒律を通じて仏法の原初的な生活に戻ることを説く「サンティ・アソーク」と呼ばれる仏教原理主義である。そして、3つ目は、プッタタート比丘がスワンモーク（解放の園）道場で提唱した「仏法共同体原理」を実践する僧たちである。スワンモークに学んだ僧やその思想に影響を受けた僧たちが社会活動を展開しており、彼らは「開発僧」と呼ばれることが多い。西川潤は開発僧たちの思想を次のように解説する。

「仏教においては、人間を含む一切衆生（生あるものすべて）は、悟りを開き、仏になる潜在能力である仏性を備えているとされる。仏性とはこの地球社会や宇宙を司る相互依存の法則（縁起の法）、という自然・人・社会の本来のあり方に目覚め、生あるものすべてに慈しみをもち、あらゆる苦から解き放たれて生きていく能力であり、本来の人間性・自然性といってもよいであろう。この潜在能力である仏性を仏教の実践を通じて開花させていくことこそ、仏教でいう開発（かいほつ）なのである（仏性開発）。」したがって、それは、タンハ（tanha＝貪欲）に基づいて物質的富を増殖する「開発（かいほつ：パッター）」とは異なり、「人間のめざめとしての開発（かいほつ：パワナー）」なのである。仏教でいう「パワナー（開発）は、チャンタ（chanda＝精進意欲）に基づいて『心の開発』（パワナーには瞑想という意味もある）を行い、物欲を自制しつつ、略奪的でない自律的・内発的な調和の取れた節度ある開発／発展をめざすものである」（西川・野田、2001：pp.18-19）。

このような思想に影響を受けた開発僧たちの活動は、貧困の解消には人々の目覚めが不可欠であるとして「心の開発」を説く文化運動としての性格をもっている。開発僧たちは「心の開発」を説きながら、それぞれの地域の社会的な指導者として、在家者やNGOと共に社会問題にも取り組んでいる。彼らの活動は、子供の教育、ジェンダー、エイズ患者の救済、森

林保全・植林、村おこし、コミュニティ・ビジネスなど、多様な分野に及んでいる。ここでは、2つの事例を紹介しておきたい。

ひとつは、エイズ患者の救済に取り組むアロンコット師の活動である。野田は、師の活動について、おおよそ次のように報告している。ロップリー県のプラバットナンブ寺のアロンコット師は、1992年に仏教国際連帯会議の協力を受け、仏教による末期医療センターを開設した。当初は薬草を使った伝統医療だけであったが、マヒドン医科大学との協力により、近代医療と伝統医療、仏教の実践を組み合わせたユニークな末期医療センターとなり、社会的に排除されたエイズ患者達の「駆け込み寺」となっている。アロンコット師は、仏教の5戒、不邪淫などの教えが省みられなくなり、道徳や規範の衰退がエイズ問題の背景にあると考える。同センターの目的は、エイズ患者の人権や命の尊厳を守るとともに、エイズ問題の根本にある道徳の開発を促進することである。同センターにはリビングハウス・ケア・プロジェクトがある。これは、エイズ患者の共同体をつくり、相互扶助に基づいて患者達が生活できるようにする事業である。アロンコット師は寺での法話はもとより、患者を同伴してエイズ教育のための講演活動をしている。患者達も、自らの犯してきた過ちを反省し、同じ悲劇が起こらないように訴えかける「語り部」として活動しているという（野田、2001：pp.198-201）。

もうひとつ、地域通貨の導入で有名なヤソートン県クッチュム郡ナソ村の事例を挙げてみよう。野津によれば、ナソ村での地域通貨の導入は降って沸いた出来事ではなく、住民の長い「村おこし」の伝統の中から生まれてきたものである。1980年代の初め、この地方にも医薬品の市販が広がったが、誤った服用により、村民の間に薬害が頻発した。その反省から伝統医療への見直しが始まった。郡病院の村落保健指導者がリーダーとなり、生薬治療師、教員、地域住民が伝統医療の復興を目指す団体を設立した。ナソ村の住民もこの団体に参加した。そして、伝統医療を志向するNGOの支援もあり、伝統医療と自立型開発の概念が普及したという。村のタラート寺の住職、スパチャラワット師も薬草治療を推奨し、境内に生薬治療センターと薬草園、薬草サウナを開設した。同師はまた、寺への喜捨金の活用を思い立ち、苗木を購入して共有林に植林していった。現在では植林面積は128haにも上るといふ。

この村には、僧侶と共に、「村おこし」のために様々な事業を推進した村民グループが生まれていた。彼らは「チョムロム・ラック・タンマチャート（自然愛好派）」と呼ばれ、共同商店、豆乳づくり、無農薬・有機農産物の直販（→バンコク）、精米所の共同経営など、創意工夫に溢れたコミュニティ・ビジネスを展開した。「自然愛好派」の4人が共同精米所の設立を計画し、共同出資者から30万パーツ、2つのNGOから40万パーツの資金を調達し、設立に漕ぎつけた。91年のことである。この精米所は、月曜日に初代金を支払うので「月曜精米所」と呼ばれたが、初代の買い取り価格を相場より高く設定したり（相場よりトン当たり170パーツ近くも高いという）、「初貯金」システムを導入したりしている。「初貯金」システムとは、農

民が籾を精米所に預け、市場価格の動きを見て精米・販売するシステムである。この精米所の有機米は「黄金米 (Thun Ruang Thong)」ブランドで知られ、スイスに輸出されるまでになった。月曜精米所はクッチュム郡の1000戸の農家に利用されるまでになり、設立後7年間で販売高を7倍にも伸ばした。こうした精米所経営の経験を持つ「自然愛好派」のメンバーが地域通貨の導入の発案者となった。彼らは、地域活動の指導者、スター・チュルワット師とも相談し、カナダのNGO、CUSOのジェフ・パウエルらの指導を受けて98年に「ピア・クッチュム銀行」を設立した。当初、120名の会員の参加があり、3万ピアの地域通貨「ピア・クッチュム」の発行に踏み切った。彼らは、財・サービスの相互交換を目的に定期市を開催し、地域循環型社会の構築を目指した。しかし、中央銀行が使用禁止の命令を出し、警察や軍隊も出動するに及んで、2000年8月に使用中止を余儀なくされた(野津, 2002)。

以上の事例から垣間見られるように、「個人のめざめを重視する仏法が実は内発的な発展を支える文化となっており、また苦悩からの救いを求める人間一人ひとりの倫理となっている」(西川, 2001:p.45)。タイの開発僧たちは、仏法的な「倫理」や教えを基礎にNGO「サンティアン(蠟燭の灯火)」やダンマサタン瞑想道場、エイズ末期医療センターなど、様々なアソシエーションを立ち上げている。そして、そのアソシエーションの活動を通じて、仏教的な倫理や信頼、連帯というソーシャル・キャピタルを復興し、より豊かなものにしようとしている。ナソ村の「自然愛好派」グループは、多彩なコミュニティ・ビジネスや地域通貨の発行などを手がけ、自立型開発と循環型社会を目指している。彼らの思想と実践の基礎には、地元の僧侶たちの仏法的な教えや精神的な支援がある。住民たちの貧困からの脱却を目指す活動は、共助意識や自治意識を涵養し、それが逆にコミュニティ・ビジネスの起業を支えている。この好循環を引き出す上で、「心の開発」を掲げる開発僧たちが地域リーダーとして大きな役割を果たしている。このような試みを、西川に倣って「仏教の智慧に基づいた市民社会」「仏教に根ざした共生社会づくり」(西川・野田, 2001:p.15)と評価できるかもしれない。

### 3. インドネシアの社会分裂と再秩序化

インドネシアでは、地方分権後、社会が混迷を深めている。スハルト体制による中央集権的な支配が解き放たれた結果、社会は宗教・言語・エスニックや資源の偏在などの諸要因によって分裂の度合いを深めている。たとえば、タンゲラン工業団地が立地する西ジャワ州バンテン地方は西ジャワの他の地域と歴史的・文化的に異なることから新州設立の要求を州政府に突きつけているし、北スラウェシ州のゴロンタロ地方はキリスト教徒とイスラム教徒の宗教対立から新州設立を要求している。さらに、中カリマンタン州東コタワリンギン県では原住民のダヤック人と移住民のマドゥラ人との間で経済的な格差に起因した民族抗争が生じ、数万人規模のマドゥラ人難民が発生している。同じような民族抗争は、南スラウェシ州内の

西スラウェシ地方でも、マンダール人と他のエスニックとの間で生じている。中央政府は、宗教やエスニシティなどに起因する地域対立に対して、分州・分県、あるいは新州・新県の設置といった形で解決しようとしている。99年の分権化を境にして、州では27州から1減5増の31州へ、県・市では314から437へと増加している（以上、岡本、2003：pp.114-121）。

しかし、同じ州・県内、あるいは同じ宗教やエスニック内でも、利害対立による社会の分裂が深まっている。中央から地方へ様々な権限や予算が下りてくるにつれ、地元の有力者達の間で利権獲得競争が生じたからである。とくに、州・県知事選挙を控えた地方や、新設の州・県では、新しく獲得した行政・財政上の利権をめぐる地方有力者達が抗争を繰り広げている。また、地方議会は、首長の年次報告の否決や首長再選不支持といった「脅し」により、議員歳費の引き上げや様々な便宜供与を首長に強要するようになった。あるいは首長の方から議会と癒着し利権とたかひの構造をつくりだした。いわゆる「ミニ・スハルト化」現象の現出である。地方の政治的リーダー達には、ゴルカルに代わって、またゴルカルとは違った方法でコミュニティの共助意識を高め、自治能力を向上させる役割が求められているが、逆に社会の利害対立を深める結果になっている。ここに、タイの開発僧たちとの違いを見ることができる。

このような政治リーダー達のガバナンス意識の欠落は、彼らの活動の基盤に埋め込まれたソーシャル・キャピタルの衰退に起因している。その典型的な事例は、強い不信が支配するロンボク社会である。以下、白石隆の報告に従って、ロンボク島の警防団と宗教対立について紹介しておこう（以下、白石、2001：pp.117-120）。

ロンボクには、防犯を目的におよそ5万人の警防団が存在していた。警防団は、日常的には賭博・売春・麻薬密売、みかじめ料徴収など、マフィアとして活動しているが、同時に警察・陸軍の「指導」のもと、補助勢力として治安維持にも関わっている。ロンボク島でも、97年の経済危機が深刻化するにつれて犯罪が多発し、とくにオートバイの盗難事件が頻発するようになった。住民たちは盗難車の取り返しを、金を払っても警防団に依頼することから警防団が増大し、2000年1月までに22万人に膨れあがった。1998～2000年までに、警防団による「捜査」活動で、200人を超える「泥棒」が処刑され、私刑が日常化した。その警防団を中心とする住民が、2000年1月、アンボンの宗教対立における「聖戦」の訴えに呼応して、キリスト教会・教徒に対して組織的な焼き討ち・暴行を繰り返した。このようなロンボクの警防団の活動はロンボクに特殊な現象ではなく、インドネシア全土に警防団、自警団、青年団のような組織が存在していることから、インドネシアに一般的な現象だとみられる。

実際に、警防団もひとつの結社である。ただし、すでに解説したアソシエーション原理から外れた、不法な集団である。では、なぜ、ロンボク島では警防団というマフィアが出現し活発化するのか。白石は、おおよそ次のように説明する。住民が警察、司法を信用しないからであり、国家が正義を保障しないからである。だから正義の執行を国家に委ねずに自分た



ちで行う。住民達は自分たちの共同利益を守るために自警団に頼る。これらすべて、国家が正義を保障しないからであり、国民が国家を信用しないからである。今日、インドネシア共和国は、国民国家としての正当性自体の危機の中にある、と。

確かに、白石の指摘するとおり、国家が当たり前の正義を保障しないところに原因のひとつがある。それと同時に、パットナムが南イタリアを特徴づけたような要因を指摘しなければならない。ロンボク島は「強い不信が支配する社会」、あるいは経済上・政治上の目的を実現するために、恩顧＝庇護主義的な垂直的絆に活路を求めるような社会である。このパトロネージは、有機的統一を奪われた社会の産物であり、社会の断片化と解体をもたらす。

パットナムは、マフィアが出現する条件は2つあるという。ひとつは、国家による法の執行と正義の保障がみられないこと、もうひとつは貧困と相互不信が一体となり平等な連帯感、市民的信頼関係が欠落していることである。つまり、人間不信がマフィア権力の必要条件となるという。前者は白石が指摘した条件であり、後者はソーシャル・キャピタルに関わる条件である。パットナムが南イタリア社会について分析した次の結論が、このロンボク社会にそのまま当てはまる。南イタリアの犯罪組織は「信頼や安全が広く不在で、国家も、また市民的な規範・ネットワークもそうした信頼や安全を保障できない状況で、マフィオーソ（南部の他所での同種の地域的犯罪組織も）は、一種の私物化されたリヴァイアサンを提供したのだ。」「恩顧＝庇護主義の伝統的パターンに基盤を有し、国家の行政＝法構造の脆弱さに応じて急速に発達し、その結果、その犯罪組織が次には国家諸構造の権威を蝕む」（パットナム、2001：pp.178-179）ようになったのである。

以上の事例は、ソーシャル・キャピタルが衰退すると、社会不信の蔓延とマフィア集団の出現という悪循環に陥ることを示唆している。ソーシャル・キャピタルを培養し、共助意識や自治能力を高めることが社会の再秩序化を可能にする。換言すれば、スハルト時代の「上からの国民統合」が崩れたなかで、社会の側から「国民」形成のあり方を問うことが重要になっている。この点で、佐藤百合の次の指摘は興味深い。「理想は、地域住民社会（コミュニティ）あるいは慣習法（アダット）社会の固有性と多様性を互いに認めあい、その社会の単位に基礎をおいて緩やかに連鎖する国民統合であろう。それが機能するためには、コミュニティ間の利害対立を調整し、コミュニティと国家の間を仲介する中間的な主体が必要になる。その役割を、地方分権の主体となる州政府や県政府が果たすのか、それとも行政管理とは離れた伝統的な宗教組織、地縁連合、あるいは市民団体といった非行政組織が果たすのか、その具体的な姿はいまだ見えていない」（佐藤、2002：pp.27-28）。

インドネシアの場合、中央政府から地方政府へ権限と財源が委譲され、ローカル・ガバナンスの条件は準備されている。スハルト時代のように強大な国家による統合主体が欠落した結果、宗教やエスニシティによる社会の分裂があり社会的な統合に困難があるとしても、「中間的な主体」としてアソシエーション（NGO、NPO）が国際機関からの支援を受けつつ社会

的利害の対立を調整し、ソーシャル・キャピタルを培養することが求められている。

#### 4. まとめ

東アジアの21世紀パラダイムは、「アジア型福祉国家」でも「競争国家」でもなく、「シビル・ソサエティ」に求めなければならない。これが本稿の一貫したモチーフである。シビル・ソサエティとは、「財産と教養」のある中間階級の社会ではなく、階層概念から解放された自律的な「市民」が結成する「アソシエーション」であり、そのアソシエーションが紡ぎ出す「市民的公共空間」から醸成される。そのシビル・ソサエティの役割は、「システム」による植民地化の危機に対して「生活世界」を防衛することにあるが、その防衛とは「行為論の言語論的転回」でも「ドミナントへの移行」でもなく、より現実的に「ガバナンス」の可能性を切り開くことである。ガバナンスとは、国家が独占してきた「公共性」を取り戻し、市民が協働して、政治的意思決定と公共サービスのプロセスに参画することである。そのガバナンスをそれぞれの地域で、どう構築するかということが、シビル・ソサエティ論の核心となる。

もちろん、東アジアにおいてソーシャル・ガバナンスを実現するには4つの要件が必要である。本稿で検証したように、インドネシアでは、地方への権限と財源の委譲が進み、地方分権が制度的には実現している。しかし、宗教やエスニシティによる社会の分裂があり、ソーシャル・キャピタルの枯渇も見られる。シビル・ソサエティが分権を基礎にして社会を統合し、ガバナンスを実質化することが問われている。一方、タイでは、ソーシャル・キャピタルの培養と開発僧を中心とするアソシエーション活動との間に交感が高まっているが、「地方自治」システムに拠るガバナンスは実現していない。地方自治体に裁量権が委譲されていないことに加え、地方自治がシステムとして確立していない。選挙目当てのばらまき政策であるCEO知事構想も地方分権を形骸化させている。「地方行政」と「地方自治」ラインの統合、基礎自治体の拡充と中間自治体の創設、大幅な権限と財源の委譲、自治制度に拠った「協働」の実現など多くの課題が残されている。

このように、東アジアにおいて、ガバナンスを担うシビル・ソサエティを実現することは未だ目標概念であり、規範的な意味合いを強くもっている。しかし、東アジアにおいてもアソシエーション革命が進行し、地方分権化が広がっている。東アジアの歴史や社会条件のなかで、ソーシャル・キャピタルの蓄積があり、ガバナンスを追求するキーパーソンの形成も見られる。このようなガバナンスの4要件を拡充していくことが、21世紀の東アジアの地平を切り拓くことにつながる。

## 引用文献 (アイウエオ順)

- 浅見靖人 (2003), 「タイにおけるソーシャル・セーフティネット」一橋大学経済研究所経済制度研究センター編『アジアのソーシャル・セーフティネット』勁草書房
- アマラ・ボンサピッチ (1998), 「タイ：社会問題解決に向けての政府との協調」日本国際交流センター監修『アジア太平洋のNGO』アルク
- 伊藤述史 (2002), 『東南アジアの民主化』近代文芸社
- ウォルツァー, マイケル「市民社会の概念」M. ウォルツァー編『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社
- 大泉啓一郎 (2003), 「タクシン政権下のタイにおける財政改革」日本総研・環太平洋研究センター『環太平洋ビジネス情報RIM』Vol.3 No.11
- 岡本正明 (2001), 「インドネシアにおける地方分権について：国家統合のための分権プロジェクトの行方」国際協力事業団報告書『地方行政と地方分権』
- 岡本正明 (2003), 「インドネシアの地方分権」村松・白石編『日本の政治経済とアジア諸国』国際日本文化研究センター
- 川中 豪 (2001), 「フィリピン」重富編『アジアの国家とNGO』明石書店
- 北沢洋子 (2003), 『利潤か人間か：グローバル化の実態と新しい社会運動』コモンズ
- ギデンズ, アンソニー (1999), 『第3の道』日本経済新聞社
- GAP (国際公益活動研究会) 監修 (1997), 『アジアのNPO』アルク
- 国際協力事業団編 (2002), 『ソーシャル・キャピタルと国際協力』(総括編) 国際協力事業団
- 駒村康平 (2003), 「アジアの経済発展と社会保障」広井・駒村編『アジアの社会保障』東京大学出版会
- 酒井由美子 (2001), 「インドネシア」重富編『アジアの国家とNGO』明石書店
- 佐々木康彦 (2003), 「タイ・アユタヤにおけるコミュニティネットワーク活動について」東洋大学国際地域研究科修士論文
- 佐藤百合 (2002), 「インドネシア史における『改革の時代』」佐藤編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所
- サラモン, レスター (1994), 「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号
- 澤井安勇 (2004), 「ソーシャル・ガバナンスの概念とその成立条件」神野・澤井編『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社
- 重富真一 (2001a), 「国家とNGO」重富編『アジアの国家とNGO』明石書店
- 重富真一 (2001b), 「タイ」重富編『アジアの国家とNGO』明石書店
- 白石 隆 (2001), 『インドネシアから考える』弘文堂
- 田坂敏雄 (1992), 『ユーカリ・ビジネス』新日本出版社
- 寺西重郎 (2003), 「アジアのソーシャル・セーフティネット」一橋大学経済研究所経済制度研究センター編『アジアのソーシャル・セーフティネット』勁草書房

- 内閣府国民生活局編 (2003), 『ソーシャル・キャピタル』内閣府国民生活
- 永井史男 (2003a), 「タイの地方自治」(1)(2)(3)(4)(5) バンコク日本人商工会議所『所報』No.491～No.495
- 永井史男 (2003b), 「タイの地方分権」村松・白石編『日本の政治経済とアジア諸国』国際日本文化研究センター
- 西川 潤・野田真理 (2001), 「豊かさを問い直す共生社会の展望」西川・野田編『仏教・開発・NGO』新評論
- 西川 潤 (2001), 「開発と仏教」西川・野田編『仏教・開発・NGO』新評論
- 西川 潤・佐藤幸夫 (2002), 『NPO/NGOと国際協力』ミネルヴァ書房
- 西村謙一 (2002), 「エストラダ政権下のポーカバレル制度」『阪大法学』第52巻第2号
- 野津隆志 (2002), 「タイ農村の地域通貨：参加型学習ツールとしてのピア・グッチュム」『ピープルズ・プラン』No.18
- 野津隆志 (2004), 「タイの教育NGOの動向：対立・補完・連携」東アジア市民社会研究会（大阪市立大学）12月例会報告
- 野田真理 (2001), 「タイ近代化・都市化における新仏教運動と開発僧・尼僧」西川・野田編『仏教・開発・NGO』新評論
- 橋本 卓 (1999), 「タイにおける地方分権制度改革の動向と課題」『同志社法学』第50巻第4号, 第5号
- 橋本 卓 (2003), 「タイの地方分権政策と民主化の進展」科学研究費補助金研究成果報告書
- バットナム, ロバート (2001), 『哲学する民主主義』NTT出版
- 広井良典 (2003), 「アジアの社会保障の概観」広井・駒村編『アジアの社会保障』東京大学出版会
- 船津鶴代 (2000), 「環境政策：環境の政治と住民参加」末廣・東編『タイの経済政策』アジア経済研究所
- 松井和久 (2002), 「地方分権化と国民国家形成」佐藤編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所
- 三好・若井・狐崎・池住編 (2004), 『平和・人権・NGO』新評論
- 目加田説子 (2003), 『国境を越える市民ネットワーク』東洋経済新報社
- 山口 定 (2004), 『市民社会論』有斐閣
- 山本 清 (2002), 「21世紀のガバナンス」宮川・山本編『パブリック・ガバナンス』日本経済評論社
- 山本 正 (1998a), 「台頭する民間非営利セクターの全貌」日本国際交流センター監修『アジア太平洋のNGO』アルク
- 山本 正 (1998b), 「シビル・ソサエティの台頭」日本国際交流センター監修『アジア太平洋のNGO』アルク
- 山本 正 (2000), 「企業とNPOのパートナーシップはなぜ必要か」山本編『企業とNPOのパートナーシップ』アルク
- 梁 官 洙 (2001), 「韓国の経済危機と構造調整」平川・石川編『新・東アジア経済論』ミネルヴァ書房